

新石川小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定（令和5年3月改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

本校では、本校では、いじめはどこの学級や集団にも、どの児童にも起こる可能性があるという認識を基本に、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って早急に対応し、教職員・保護者・関係者との連携を図りながら、解決に向けて指導にあたっていく。

また、いじめを未然に防止するために、同級生や異学年との豊かな関わりを通し、主体的に取り組む中で、自らがいじめを自分たちの問題として考え、「いじめをしない、させない、許さない」学校風土づくりに取り組んでいく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

①委員会の運営

・「学校いじめ防止対策委員会」は管理職、児童支援専任、教務主任、学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じて心理（学校カウンセラー）や福祉（スクールソーシャルワーカー）などの専門家の参加を求める。

・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめが発覚された場合は直ちに「緊急学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

②年間計画

	児童の取組内容	職員の取組内容
4月		<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画作成 ・職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ①新小っこスタンダード研修 ②新小ユニバーサルデザイン研修 ③いじめ防止研修) ・児童引き継ぎ
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし活動（新体カテスト） ・いじめアンケート（記名式）実施 ・YP アセスメント実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・療育あおばコンサルテーション
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども面談 ・横浜子ども会議に向けたいじめ防止の授業（横浜プログラム）の実施 【5年】いじめの構造を学ぼう 【6年】S O S の出し方 ・なかよしウィーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（保護者対応）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年代表児童による「新小いじめ防止プロジェクト」立ち上げ ・横浜子ども会議中学校ブロック交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・職員研修（支援検討会）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（人権研修）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしウィーク 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし活動（運動会に向けて） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・地区懇談会 ・いじめアンケート（記名式）実施 ・YP アセスメント実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止月間・人権月間の取り組み（新小いじめ防止プロジェクト中心に） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしウィーク 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・年度のふりかえりと次年度への計画立案 ・引き継ぎ資料作成

横浜プログラム・なかよしペア学年活動・児童会活動

いじめ防止対策委員会・児童支援部・Sによる教育相談

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・「YP アセスメント」・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の積極的活用による、いじめが起りにくい集団や学級の風土づくりを行う。
- ・「新小っこスタンダード」に基づき、全教職員が一貫した児童指導を行う。
- ・「ユニバーサルデザイン」の視点に基づいた、安心して学習できる環境づくりや授業づくりを推進する。
- ・「一部教科担任制」により、複数職員で一人の児童の様子を丁寧に見ていき、児童理解の充実を図る。
- ・「児童会活動」や「なかよし活動」を通し、子どもたち一人ひとりの主体的な活動を支援する。
- ・「横浜子ども会議」や「いじめ防止月間」に向けた取り組みを、年間を通して行う。

②いじめの早期発見

- ・「YP アセスメント」や「いじめアンケート」といった早期発見のためのアンケートを実施する。
- ・アンケートに関連づけた児童との面談を実施する。
- ・担任だけでなく、専科や一部教担任制で関わる学年職員など、一人の児童を普段からたくさんの目で見守る。

③いじめに対する措置

- ・いじめの発見や訴えがあった場合は、特定の職員で対応するのではなく、「いじめ防止対策委員会」を招集し、迅速に組織的に対応していく。
- ・当該児童に関しては、事実や心情を聴取し、その児童の気持ちに寄り添って最後まで徹底的に守る。関係児童に対しては、いじめた行為の背景を踏まえながらも、毅然とした態度で指導を行う。さらに、保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて協力体制と信頼関係を確立する。

④教職員への研修

教職員の人権感覚を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現といじめを許さない児童の育成のために、年間を通して職員研修を行う。

- ・児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる「児童理解研修」や「いじめ防止研修」
- ・YP アセスメントの分析やアセスメントを活用した支援検討会などの「特別支援教育研修」
- ・職員会議での定期的な児童理解や情報共有
- ・年度初めや学校行事前に行う「配慮が必要な児童について」の情報共有

⑤学校運営協議会等の活用

- ・学校評価アンケートの結果を報告し、ご意見をいただくとともに、改善点についても協議していく。
- ・「中学校区学校・家庭・地域連携事業」「中学校区地区懇談会」等も活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

4 重大事態への対処

①重大事態への定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

②発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

③重大事態の調査

④児童・保護者への報告

5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめの行為が、少なくとも3ヶ月止んでいること

②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと

担任及び児童支援専任は、当該児童及び関係児童の人間関係を含む学校生活の様子を経過観察しながら、当該児童及びその保護者に対し、安心して学校生活を送れていることを3ヶ月を目安に面談等で確認する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、新石川小学校いじめ防止基本方針の見直しを検討し、措置を講じる。